資料5

宮城県漁業協同組合共販品目における安全・安心対策



放射能自主検査について

基準値(100Bq/kg)を超えた養殖生産物を市場に流通させないことを目的とし、養殖品目毎に調査海域を定め、放射性ヨウ素(I-131)、放射性セシウム(Cs-134、Cs-137)について測定を行っています。

宮城県漁業協同組合では以下内容にて実施しています。

検査品目: のり、かき、わかめ、こんぶ、銀ざけ、あさり、

ほや、うに、あわび、他二枚貝、雑海藻

検査頻度: 入札会毎もしく週1回を基本

(品目毎異なる場合がある)

検査定点: 1定点もしくは1海域1定点

検査項目: ヨウ素131、セシウム134、セシウム137

下 限 值: 10Bq/kg

測定方法: ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマー線

スペクトロメトリーによる核種分析法

【出荷自主基準】

Cs134もしくはCs137の値が10Bq/kgを超えた場合 ※ 国の定める基準は100Bq/kg (Cs134とCs137の合計)

【定量下限値を10Bq/kg未満に設定した理由】

国際的に食品安全の分野では、食品中に含まれる物質の測定に当たっての定量下限を基準値の5分の1程度に設定することが望ましいとされています。「緊急時における食品の放射能測定マニュアル(平成14年3月)」においても、この考え方を踏まえ、ゲルマニウム半導体検出器を用いた放射能セシウム137の分析目標レベルについて、殻類は50Bq/kg(暫定規制値の10分の1)としております。

ゲルマニウム半導体検出器では、定量下限を大きくすれば測定時間を短縮できますが、データの誤差が大きくなる為に『限られた時間内でより正確な測定結果を得て、より多くの試料を分析する』為に測定時間を2000秒とし、定量下限値が10Bq/kgを下回るようにしています。

【検査計画及び検査結果の公表】

検査計画及び検査結果については、宮城県漁協ホームページ(漁協共販水産物)、県ホームページ(宮城県産品農水産物、放射能情報サイト)で公表する。

平成26年度宮城県漁協放射能検査結果(H27.1.7現在)

種類	検査点数	検査結果	測定頻度	測定場所	備考
乾のり	58	不検出	入札会の都度	のり生産が行われている漁場毎	
かき	206	不検出	週に1度 (殻付きかきは月に1度)	北部・中部・南部海域毎	
ほたて貝	76	不検出	月に2度	北部・中部海域各2ヶ所 (当該海域における生産が一部の場 合は、1ヶ所)	
わかめ(生)	7	不検出	月に2度	月に2度 生産支所毎 7	
わかめ(塩蔵)	23	不検出	入札会の都度	生産支所毎	
こんぶ(塩蔵)	17	不検出	入札会の都度	生産支所毎	
こんぶ(生)	1	不検出	月に2度	生産支所毎	
干製品(雑海藻等)	42	不検出	入札会の都度	生産支所毎	
うに	7	不検出	開口する月に1度	開口する場所毎	
銀ざけ	44	不検出	週に1度 (水揚げが行われていない 養殖期間は月に1度)	養殖漁場毎	
あさり	5	不検出	開口する月に1度	開口を行う海域毎	
あわび	37	不検出	開口する月に1度	開口支所毎	
ほや	50	不検出	水揚げする月に1度	生産支所毎	
		I		1	

合計13種類 573点

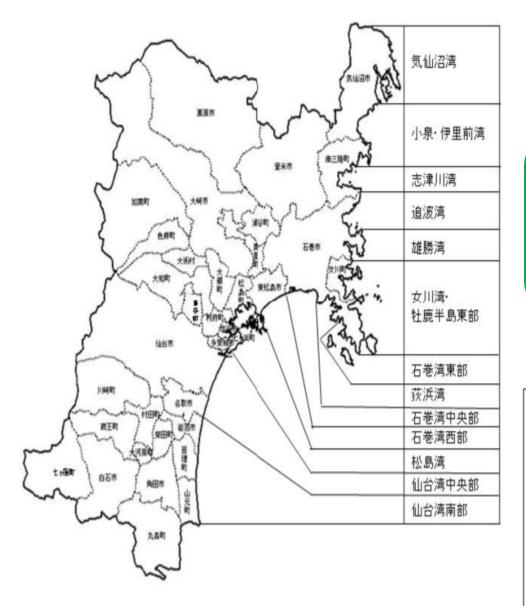
放射性物質の測定結果については、以下のURLで公表しております。 宮城県漁協協同組合HP(http://www.jf-miyagi.com/html/shokuanzen.html)



【参考】

県内の農林水産物等の測定結果は宮城県のHPや「放射能情報サイトみやぎ」 (http://www.r-info-miyagi.jp/r-info/)で公表されております。

カキ貝毒検査海域 (生産海域)



検査頻度: 1回/週

検査定点: 1海域1定点

検査項目: まひ性貝毒,

下痢性貝毒

- 1 気仙沼湾(岩手県陸前高田市と気仙沼市の境~気仙沼市波路上と気仙沼市本吉町の境)
- 2 小泉・伊里前湾(気仙沼市波路上と気仙沼市本吉町の境~南三陸町歌津と南三陸町志津川の境)
- 3 志津川湾(南三陸町歌津と南三陸町志津川の境~南三陸町と石巻市北上町の境)
- 4 追波湾(南三陸町と石巻市北上町との境~石巻市雄勝町峠崎)
- 5 雄 勝 湾 (石巻市雄勝町峠崎~石巻市雄勝町と女川町の境)
- 6 女川湾・牡鹿半島東部(石巻市雄勝町と女川町の境~石巻市黒崎)
- 7 石巻湾東部(石巻市黒崎~石巻市焼山崎)
- 8 荻 浜 湾 (石巻市焼山崎~石巻市尾崎)
- 9 石巻湾中央部(石巻市尾崎~石巻市と東松島市の境)
- 10 石巻湾西部 (石巻市と東松島市との境~東松島市萱野崎)
- 11 松 島 湾 (東松島市萱野崎~七ヶ浜町と仙台市の境)
- 12 仙台湾中央部 (七ヶ浜町と仙台市の境~名取市と岩沼市の境)
- 13 仙台湾南部 (名取市と岩沼市の境~山元町と福島県新地町の境)

6

海域図:宮城県HP引用

二枚貝の貝毒における安全対策

【出荷自主規制】

まひ性貝毒(可食部換算値):4 MU/gを超えた場合

下痢性貝毒(可食部換算値):0.05 MU/gを超えた場合

※ 国の定める基準

【出荷自粛】

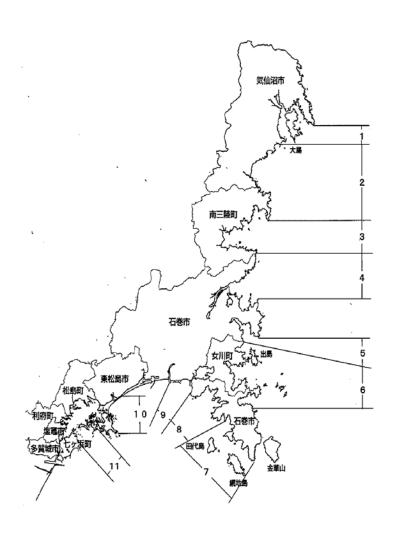
まひ性貝毒(可食部換算値):3 MU/gを超え4 MU/g以下の場合

下痢性貝毒(可食部換算値): 0.04 MU/gを超え0.05 MU/g以下の場合

※ 宮城県独自の基準

※ ホタテガイについては上記のほか、「ホタテガイ採取に係る自主安全対策要領」により安全対策が講じられている。

ノロウィルス検査海域(生食用かき採取海域)



検査頻度: 1回/週

検査定点: 1海域1~5定点

※ 生産実態に合せて決められている

※ 頻発期には通常の2倍の定点の検査を実施している

大分類	中分類	小分類		市町名	
宮城	宮城県北部海域	気仙沼湾 又は	宮城県海域1	気仙沼市	気仙沼市唐桑町御崎~気仙沼市波路上と気仙沼市本吉町の境界
		小泉湾 又は 宮城県海域2		気仙沼市(本吉町), 南三陸 町(歌津)	気仙沼市波路上と気仙沼市本吉町の境界~南三陸町歌津歌津崎
		志津川湾 又は	宮城県海域3	南三陸町(歌津, 志津川)	南三陸町歌津歌津崎~南三陸町と石巻市北上町の境界
		追波湾 又は	宮城県海域4	石巻市(北上町,河北町, 雄勝町)	南三陸町と石巻市北上町の境界~石巻市雄勝町小八景島
		雄勝湾 又は	宮城県海域5	石巻市雄勝町	石巻市雄勝町丁名崎~石巻市雄勝町と女川町の境界
	宮城県中部海域	女川湾 又は	宮城県海域6	女川町, 石巻市	石巻市雄勝町と女川町の境界~石巻市崎釜崎
県 海 域	又は 宮城県海域B	牡鹿南 又は 宮城	线県海域7	石巻市	石巻市黒崎~石巻市焼山崎
		荻浜湾 又は	宮城県海域8	石巻市	石巻市焼山崎~石巻市スススメ島崎
		石巻湾中央部又は	宫城県海域9	石巻市	石巻市ススプ島崎~北上川
	宮城県南部海域	石巻湾西部 又は	宮城県海域10	東松島市	東松島市矢本町と鳴瀬町の境界~鳴瀬町萱野崎
	又は宮城県海域C	松島湾 又は	宮城県海域 🛚	東松島市, 松島町, 利府町, 塩竈市	東松島市鳴瀬町メカル崎~塩竈市と七ヶ浜町の境界

海域図:宮城県提供

ノロウィルスに対する安全対策

ノロウィルスについて、「RT-PCR法」及び「サザンハイブリダイゼイション法」によりその有無を検査している。

陰性の場合:生食用として出荷が行われる(翌週の検査前日まで)。

陽性の場合:加熱調理用として出荷が行われる(翌週の検査前日まで)。

ノロウィルスの失活化 ノロウィルスは熱に弱く、ノロウィルスに感染したカキであっても加熱 調理を行うことで食べることが可能。

中心部が85℃~90℃で90秒以上の加熱を施す調理が望まれる。 【厚生労働省】

むき身生食用カキ成分規格検査

検査項目:細菌数, E. coli最確数, 腸炎ビブリオ最確数

検査頻度:個人別検査 - 生産漁期中に1回

処理場別検査 - 月に2回

食品衛生法上適合規格		
細菌数		以下/g
E. Coli最確数	230	以下/g
腸炎ビブリオ最確数	100	以下/g

カキの生産に係る検査各種の週間スケジュール

		土	日	月	火	水	木	金
貝毒検査	まひ			検査結果				
	下痢			検査	結果			
ノロウィルス検査		検査		結果				
放射能検査		検査		結果				
衛生検査		各支所のスケジュールにより実施される						